

竹 原 市 収 受
竹 原 3 号
- 8.8.24
別紙 1

議 長	副議長	局 長	係 長	局 員
				

午前
午後

9 時 49 分 受領

令和 8 年 8 月 24 日

竹原市議会議長 高重 洋介 様

竹原市議会議員 松本 進 

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

発 言 の 種 類	般質問 ・ 緊急質問 ・ 質 疑 ・ 討 論
答 弁 を 求 め る 者	市 長 教育長
発 言 の 要 旨 (討論の場合は反対・賛成の別)	
1. 市公共施設ゾーン再整備事業等について 2. 今井政之顕彰施設のあり方等について 3. 市水源汚染問題について	

(1) 竹原市の公共施設ゾーン再整備事業に係る取組状況が、8月17日の調査特別委員会で報告・説明されました。その中で「4 複合施設整備の見直しに係る取組状況について」は、2つの業務を発注し検討を進めることになっています。

その(1)つが、旧大型商業施設民間活用サウンディング調査業務委託です。

前市長より受け継いだ負の遺産とも言うべき、旧大型商業施設(＝旧ゆめタウン店舗)をどの様に生かすのかは大きな課題です。

市長は、「旧大型商業施設について、市の活性化につながる民間機能を誘導するため、民間事業者へアンケート、その結果を踏まえたヒアリング調査等を実施し、事業手法や活用条件などを整理する。」と説明されました。

そこで市長に質問します。

Q1、私は、8月17日の質疑で、この旧大型商業施設を「市の活性化につながる民間機能を誘導する」ための具体的な内容をうかがいました。

竹原市には、飲食料品等の大型店舗はすでに2か所あり、これ以上の大型店舗の誘致は、市内商店街等に深刻な影響・打撃となることを指摘した上で、市長が考える市の活性化につながる民間機能を誘導する具体的な事業・業種を質問しました。

市長は、市外から「事務所機能」等の業種を誘致すると説明されたと思いますが、具体的な業種・市外からの誘致する見通しをどの様にお考えですか？。その際には、旧大型商業施設をどの様にリニューアルして活用されるのか。基本的な方針と概算事業費、財源構成等の計画・実施をお聞かせ下さい。

(2) 今井政之顕彰施設のあり方検討報告書が8月17日に特別委員会で報告・説明されました。

先日は、市庁舎1階で今井政之・池田コレクション等の作品が展示されました。私は、竹原市の文化的・歴史的な貴重な財産・資料を多くの市民に周知することは、この作品を通じて、竹原市に誇りを持つ大切な機会・一助になると考えます。今後も、この様な文化的な資料を展示する場を拡充すべきだと考えます。

この今井政之顕彰施設建設の候補地では、①豊山窯周辺と②町並み保存地区周辺の2か所が拮抗しており、サウンディング結果等を踏まえて整理しても、「両候補地はいずれも顕彰施設として一定の適正を有しており、評価項目ごとの評価においても、明確な優劣が生じるものではなく、それぞれ異なる特性と課題を併せ持つ立地であることが確認された…。このように、両候補地の評価が拮抗していることは、いずれの立地も、一長一短を有していることを示すものであり、比較評価によって結論を導くことは適切ではないと結論付けました。今後は本評価結果を踏まえ、顕彰施設において特に重視すべき役割(顕彰・体験のあり方、持続可能な運営、まちづくりとの関係性等)を総合的に整理した上で、事業コンセプトや整備・運営手法との整合性を図りながら候補地の検討を進める必要があります」と明記しています。そこで市長に質問です。

Q1、今必要なことは、市長の決断であります。検討委員会の報告を踏まえて、どちらかを早急に決断する必要があります。候補地の決断はいつ頃されますか。その決断する上での主な根拠・理由をお聞かせ下さい。

Q2、今井政之顕彰施設の整備の概算事業費は約26億～31億円、運営・維持管理費は年間約0.9～1億円と見込まれています。この概算事業費の財源構成、市の負担と対応について市長の考えをお聞かせください。

(3) 私は、先の6月市議会の一般質問で、市民の命と健康を守るためには、田万里川の有機フッ素化合物など、水源汚染源の特定・抜本的な除去を強く求めました。

市長の答弁は、広島県の報告では、発生源は特定できていませんということでした。

そこで市長に質問です。

Q1、水源汚染を特定・除去しないで、市民の命と健康等を守る対策はどの様に実施されますか？。

Q2、「現状では事業場からのピーファスの排出規制がなく、法令等に基づく検査や指導ができない大きな課題がある」との答弁です。このまま、ピーファス汚染源は放置するとお考えですか？。

Q3、竹原市水源保護条例(仮称)の制定については、産業廃棄物処分場の市内への立地規制を準備している、その実効性を高める罰則規制を設けるため、関係法令等の整合性等の協議・調整に1年程度期間が必要ですよとの答弁です。この産廃場を立地規制する条例は重要です。同時に竹原市の現状を考えると、産廃場施設は、すでに竹原市域外に建設されており、その汚染水が下流域の竹原市へ流入する現状では有効に作用しないと考えます。したがって、上流域の水源汚染を規制・除去する条例が不可欠と考えますが、市長はどの様に取り組まれていますか。お聞かせ下さい。

以上が私の一般質問です。